

国民保護業務計画

平成 19 年 1 月

栃木県道路公社

第1章 総則

1 目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、栃木県道路公社（以下「道路公社」という。）の業務に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

2 基本方針

道路公社は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）、栃木県国民保護計画（平成18年3月31日作成）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

なお、国民保護措置の実施に当たっては、次の点に特に留意するものとする。

(1) 自主的な判断

国民保護措置の実施方法等については、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

(2) 安全の確保

道路公社が実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮するものとする。

(3) 関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努める者とする。

3 計画の見直し等

適時この計画の内容について検討を加え、変更の必要があると認めるときは、広く関係者の意見を求めるよう努めた上で、これを変更するものとする。なお、この計画を変更したときは、速やかに知事に報告し、併せて関係市町村に通知するとともに、公表するものとする。

第2章 平素からの備え

1 活動体制の整備

(1) 連絡調整体制の整備

道路公社の業務に係る国民保護措置に関する事務について、道路公社内の連絡調整を図るための体制を整備するものとする。

(2) 緊急参集体制等の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な体制を迅速に確立するため、関係職員の緊急参集等について必要な事項をあらかじめ

定めるものとする。

(3) 情報の収集・連絡体制の整備

道路公社が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施情報等の情報を迅速に収集・連絡できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めるものとする。

(4) 通信体制の整備

武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。

2 関係機関との連携

平素から関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

3 訓練の実施

平素より、的確かつ迅速な国民保護措置の実施が可能となるよう道路公社内における訓練の実施に努めるとともに、県、市町等が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。

4 物資及び資材の備蓄等

(1) 物資及び資材の備蓄等

国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の把握に努めるとともに、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、必要な体制の整備に務めるものとする。

(2) 道路公社が管理する施設等の整備等

道路公社が管理する施設及び設備について、国民保護措置の実施も念頭におきながら、平素から整備し、又は点検するものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

1 活動体制の確立

(1) 国民保護対策本部の設置

① 県に国民保護対策本部が設置された場合には、必要に応じ、栃木県道路公社国民保護対策本部（以下「道路公社対策本部」という。）を設置するものとする。

② 道路公社対策本部は、道路公社内における国民保護措置等に関する調整、情報の収集・連絡及び道路公社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

③ この計画に定めるもののほか、道路公社対策本部の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

(2) 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に

応じ、関係職員の緊急参集を行うものとする。

(2) 通信の確保

国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずるものとする。

2 安全の確保

国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、県等から提供を受けた武力攻撃等の状況その他必要な安全に関する情報を活用するなどにより、道路公社の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

なお、必要に応じ、知事に対して、国民保護法第 158 条第 3 項の規定に基づき、特殊標章又は身分証明書の使用の許可を求めるものとする。

3 国民保護措置の実施

道路公社は、所管する道路の適切な管理を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

4 関係機関との連携

県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と緊密に連携し、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に努めるものとする。

5 情報収集、報告及び提供

道路公社は、その管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集し、必要に応じ、県に報告するものとする。

また、国民保護措置の実施状況等について、ホームページ等を活用して、適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

6 道路公社が管理する施設の安全確保

県等から道路公社が管理する施設の安全の確保についての要請等があった場合には、職員等の安全の確保に十分配慮した上で、巡回の強化など当該施設の安全の確保のため必要な処置を講ずるよう努めるものとする。

7 安否情報の収集への協力

知事及び市町長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、知事等が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

第4章 復旧等

1 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合には、安全確保に配慮した上で、可能な限り速やかに、道路公社が管理する施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害状況等を把握するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

なお、応急の復旧のため必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

2 武力攻撃災害の復旧

道路公社が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃事態等が終結した後に、本格的な復旧を図るものとする。

第5章 緊急対処事態への対処

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、武力攻撃事態等への対処に準じて行うものとする。

【別紙】 指定地方公共機関の業務

指定地方公共機関の種別	国民保護措置として実施する業務
ガス事業者	ガスを安定的かつ適切に供給するため 必要な措置
運送事業者（旅客関係）	避難住民の運送及び旅客の運送を確保 するため必要な措置
運送事業者（貨物関係）	緊急物資の運送及び貨物の運送を確保 するため必要な措置
医療関係機関	医療を確保するため必要な措置
放送事業者	警報の内容の放送、避難指示の内容 の放送及び緊急通報の内容の放送
河川管理施設管理者	河川管理施設の適切な管理
道路管理者	道路の適切な管理